

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県松江市

## 2. 構造改革特別区域の名称

松江市 IT 人材育成特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

松江市の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

松江市は面積 530.26 km<sup>2</sup>、人口 194,087 人（平成 19 年 7 月末現在）のまちであり、山陰地方の中央に位置し、島根県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心的な役割を担っており、企業の本支店、官公庁、大学や専門学校などの高等教育機関、病院、商業施設などが集積している。

本市は、江戸時代に堀尾吉晴公により築城された松江城をはじめ、多くの史跡や遺跡、神社仏閣等が点在しており、城下町として栄える中で、現在に連なる伝統的な産業、美術工芸、文化、民間行事、祭りなどの基礎が形成された。このような文化的な魅力を守り発展させていくため、昭和 26 年に松江国際文化観光都市建設法が制定され、松江市は京都、奈良と並ぶ国際文化観光都市となった。

また、日本海や宍道湖・中海の水産資源を利用した水産業や、中国山地を利用した農林業も古くから盛んに行われてきた。昭和 40 年代には中国地方で唯一の原子力発電所が建設され、平成 17 年 3 月 31 日の市町村合併に伴い、国内で唯一の原子力発電所立地県庁所在地となった。

近年、交通網の整備が進んだこと、また島根県内の IT 関連企業のおよそ 8 割が本市に集積をしていることから IT 産業の振興に注力している。

本市は、オープンソースソフトウェア（OSS）が急速に影響力を増していることや、世界的に注目を集めているプログラミング言語「Ruby」の開発者が松江市在住であることに注目し、OSS に特化した研究、開発、交流のための拠点として、平成 18 年 7 月に「松江オープンソースラボ（松江市開発交流プラザ）」を設置し、技術力、競争力の向上や優れた人材の育成を図るとともに、新たな市場開拓による産業活性化と地域ブランドの創造を目指している。

また、このオープンソースラボでの交流が IT 企業の誘致に結びつくことも期待している。そのため市では、家賃の半額を 8 年間 20 万円を限度に補助することで、IT 企業（情報サービス業）の誘致を目指す制度を始めた。このような取り組みにより、IT ビジネス

における東京一極集中に歯止めをかけ、地元 IT 産業の振興、雇用の場の確保による若者の地元定着を目指している。

本市においては、このように「Ruby」を中心とし、IT 産業の活性化を図っているが、IT 産業においては人材の能力が業績に大きく影響を与えることから、優秀な人材の育成が不可欠となっている。

本市においては、地元の大学、工業高等専門学校などの高等教育機関、松江総合ビジネスカレッジといった専門学校など、教育機関と連携しながら、地域産業を支える IT 人材の育成を促進することが、地域産業の活性化や雇用確保を実現する観点から強く求められている状況である。

## 5．構造改革特別区域計画の意義

情報通信技術は今後もますます進展することが見込まれ、情報通信技術に関して基礎的な知識を持つ人材は、IT 産業ばかりでなく、多くの産業分野において事業活動を行う上で必要性が高まると考えられる。

「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」は、情報処理に関する技術者としての「知識・技能」を一定水準以上取得していることを認定する国家資格であり、情報処理分野における最も基本的な資格として位置づけられている。

これらの資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律分野に至るまでの広範な知識が必要であるため、それらを体系的に学習・習得することが求められる。

本特区計画の実現により、当該資格取得のためだけでなく、体系的、実践的な知識の習得が可能となり、特別区域における優れた IT 人材の育成に寄与することが期待できる。

## 6．構造改革特別区域計画の目標

### 効率的な学習の確保

本特例措置を導入することにより、基礎的知識に係る試験問題が免除され、受験生は実務的試験に集中でき、学習が効率的になり負担軽減が図られ、合格率及び合格者の増加が期待でき、地域においての人材育成に繋がる。これは、将来、知識とスキルを兼ね備えた IT 産業の担い手となりうる高度な情報処理技術者を育成することを可能とし、地元 IT 産業への就職を活性化することになる。

また、これによって、市内の高等教育機関や、松江総合ビジネスカレッジなどを希望する市外からの学生の増加が見込まれることにより、より優秀な人材の確保が期待される。

## 7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

従来、松江の IT 企業は、大手ベンダーからの下請け体質であったが、「Ruby」を起爆剤

にして、地元企業による OSS 分野への新たなチャレンジが動き出している。IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）の「自治体等におけるオープンソースソフトウェア活用に向けての導入実証」においては、地元企業である㈱テクノプロジェクト等が提案した案件が採択されている。

また、業界大手のサン・マイクロシステムズ㈱やインターネット商店街を運営する楽天㈱などの大手 IT 関連企業が「Ruby」に注目して様々な動きをみせるなど、「Ruby」への関心が高まっている。

このような状況の中で、現在松江市に島根県内のおよそ 8 割の IT 企業が集積していることと併せて考えると、本特区計画を導入することでより多くの優秀な IT 人材を確保することができ、それに伴って地元企業への雇用促進となることから、本市への定住化に繋がっていくものと期待している。

## 8. 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9. 構造改革特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) Ruby City MATSUE プロジェクト

オープンソースソフトウェア（OSS）のプログラミング言語「Ruby」の開発者が松江市在住であることに着目し、OSS にかかわる開発者、研究者等の交流の場である「松江オープンソースラボ」を開設した。

また、産学官の参加・連携によりしまね OSS 協議会が設立され、島根県内における OSS に関わる企業、技術者、研究者の交流により、OSS の開発力、技術力の向上を目指し、また OSS の認知度を高めて普及させることを目的として活動している。

### (2) 情報サービス産業等立地促進補助金制度

市外から新規に立地され、今後の成長が見込まれ、雇用機会の拡大や本市の産業振興に寄与される「情報サービス産業等」の企業に対し、市内の賃貸オフィスなどに初めて事業所を設置する際、その賃料の補助を行う制度。

#### 【補助の対象企業】

- ・市外から新規に松江市に立地した情報サービス産業等

**【補助要件】**

- ・ 市内在住による常時従業者を3人以上継続して雇用する企業（人材育成機関を除く）
- ・ 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸契約を締結していること
- ・ 操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること

**【補助金の交付額】**

- ・ 月額料金（共益費、敷金、礼金などこれに類する経費は除く）の1/2の額
- ・ 限度額200,000円/月

**【補助の期間】**

- ・ 要件を継続して満たす企業に対して最長で8年間補助

別紙（特定事業番号：1131（1143、1145））

## 1 特定事業の名称

1131（1143、1145）修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

### （1）講座の開設者

学校法人坪内学園 専門学校松江総合ビジネスカレッジ 理事長 坪内 孝満  
所在地：島根県松江市東朝日町7番地

### （2）修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男  
所在地：東京都千代田区九段北4丁目2-25 私学会館別館

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

## 4 特定事業の内容

### （1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」（J検併用コース）

別添資料1のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

### （2）修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定（J検）情報活用試験 1級」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率（80%以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により当該試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

### （3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、IPAの審査によって認められた問題を使用する。またIPAの審査の結果適切であると認められなかった場合はIPAが提供する問題を使用して実施する。

修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知する

ものとする。

上記に定める事項のほか、試験実地にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報活用試験

試験科目 1級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1) データと情報
		(2) 情報の表現方法
		(3) 情報の活用、情報処理の手順
		(4) 情報の収集と発信
		(5) 情報の管理
2	パソコンを利用したシステム	(1) パソコンシステムとその環境
		(2) オペレーティングシステム
		(3) ファイルシステム
		(4) パソコン関連機器とインタフェース
3	ネットワークの利用	(1) 情報通信ネットワークの概要
		(2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
		(3) モバイルコンピューティング
		(4) ネットワーク上のパソコンの管理
4	情報ネットワーク社会への対応	(1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識
		(2) 社会におけるコンピュータの利用
		(3) 知的財産権
5	情報セキュリティ	(1) ネットワークセキュリティ
		(2) コンピュータセキュリティ

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

別紙（特定事業番号：1132（1144、1146））

## 1 特定事業の名称

1132（1144、1146）修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座  
開設事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

### （1）講座の開設者

学校法人坪内学園 専門学校松江総合ビジネスカレッジ 理事長 坪内 孝満  
所在地：島根県松江市東朝日町7番地

### （2）修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男  
所在地：東京都千代田区九段北4丁目2-25 私学会館別館

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

## 4 特定事業の内容

### （1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」（J検併用コース）

別添資料2のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人  
情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

### （2）修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格  
を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定（J検）情報システム試  
験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出  
席率（80%以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定め  
る。これらの有資格者に対し（3）の規定により当該試験を実施し、財団法人専修学校教  
育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情  
報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合  
は、IPAの定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

### （3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、IPAの審査によ  
って認められた問題を使用する。またIPAの審査の結果適切であると認められなかった  
場合はIPAが提供する問題を使用して実施する。

修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、  
適用を受けた事業者が行う。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了  
を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写し  
と併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知する

ものとする。

上記に定める事項のほか、試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報システム試験

試験科目 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類
		(2) 数値とデータの表現方法
		(3) 演算と精度
		(4) 文字の表現
		(5) その他のデータ表現
		(6) 情報と論理
		(7) 基本データ構造
2	コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ
		(2) メモリアーキテクチャ
		(3) バスアーキテクチャ
		(4) 補助記憶
		(5) 入出力アーキテクチャ
		(6) オペレーティングシステム
		(7) ファイル管理

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。